

平成二十七年五月十二日受領
答弁 第二二〇号

内閣衆質一八九第二二〇号

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十七年三月二十日内閣衆質一八九第一三二号）二についてでお答えした「注視」とは、北方四島における動きにつき、情報の収集及び分析を行っているということである。

二について

政府としては、北方四島がロシア連邦によって法的根拠のない形で占拠されている現状において生じている諸問題を根本的に解決するためには、北方領土問題そのものを解決する必要があると考えている。そのため、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、平和条約締結交渉に粘り強く取り組んでいく考えである。

三について

先の答弁書（平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一六号）三及び四についてでお答えしたとおりである。

四について

プーチン・ロシア連邦大統領の訪日に向けた働きかけを含む同大統領の訪日の準備状況については、先の答弁書（平成二十七年四月二十一日内閣衆質一八九第一九四号）四についてでお答えしたとおりである。